

## 規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、TBT協定第5条6.1に基づくものです。〕

### 労働安全衛生法等の一部改正について

下記のとおり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の一部を改正する予定ですのでお知らせします。本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出ください（電話による意見の提出は御遠慮下さい）。

なお、御意見に対して個別に回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

#### 記

#### 1. 件名

労働安全衛生法等の一部改正について

#### 2. 対象品目

労働安全衛生法別表第1に掲げる以下の特定機械等

- 一 ボイラー（小型ボイラー、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く）
- 二 第一種圧力容器（小型圧力容器、船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律の適用を受けるものを除く）
- 三 つり上げ荷重が三トン以上（スタッカー式クレーンにあっては、一トン以上）のクレーン
- 四 つり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン
- 五 つり上げ荷重が二トン以上のデリック
- 六 積載荷重が一トン以上のエレベーター（簡易リフト及び建設用リフトを除く）
- 七 ガイドレール（昇降路を有するものにおいて、昇降路）の高さが十八メートル以上で積載荷重が〇・二五トン以上の建設用リフト
- 八 ゴンドラ

#### 3. 趣旨

- ① 従来、国（厚生労働省）が行っていた次に掲げる業務を厚生労働大臣に登録を受けた登録設計審査等機関（外国に立地する機関を含む。）が行うこととする。
  - ア 2に掲げる機械等を製造等する前に、受けなければならないこととされている製造許可における、構造規格との適合性の審査（設計審査）
  - イ 2に掲げる機械等のうち、移動式クレーン及びゴンドラを製造する際に受けなければならない製造時等検査
- ② 登録設計審査等機関の登録要件及び実施義務を定める。

#### 4. 施行予定日

令和8年4月1日

#### 5. 意見提出先

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
電話番号：03-5253-1111（内線5485）  
FAX番号：03-3502-1598

#### 6. 意見提出期限

意見募集開始から60日間